

北条・徳川間外交の意思伝達構造

丸 島 和 洋

【要 旨】

本稿では、甲斐武田氏を素材に検討した大名間外交の取次構成（一門・宿老と当主側近）という形が、相模北条氏においても確認できることを明らかにする。その際、一門・宿老を「取次」、側近を「小取次」と新たに把握し直し、北条氏外交の特徴を論じた。特に着目したのは、①遠国大名と近国大名との交渉における取次のあり方の違いとその理由、②取次の立場からうかがえる権力構造の相違と変化、という点である。

そこで明らかにした北条氏外交の具体的事例として、徳川氏との同盟を検討した。同盟交渉には3段階の時期があり、北条氏規が取次をつとめた相三同盟段階（永禄12年～元亀2年）、織田信長との外交を視野に入れ、北条氏照が氏規に取って代わった第一次相遠同盟段階（天正7年～10年）、氏規が取次に復帰した第二次相遠同盟段階（天正10年～）の順に検討した。氏照が徳川氏担当取次になったのは彼の独断行動の可能性があるが、最終的に氏規がその地位を取り戻し、「取次・小取次」の態勢を調えた。

徳川氏との外交は、近国大名との交渉である。このため、きめ細かい交渉が必要となり、早くに「取次・小取次」の形が整えられたといえる。

外交面での「取次・小取次」の構成は、従属国衆への取次役「指南・小指南」と同一の構成であり、これが戦国大名北条・武田両氏の特徴である。最後に、「取次・小取次」が受け取った書状はどこに「集積」されるかを検討し、大名に進上されるわけではなく、書状を受け取った取次の家に伝来されるものであるという見通しを述べた。

【目 次】

はじめに

1. 北条氏における取次関係の構築
2. 徳川氏担当取次の検討

おわりに

はじめに

筆者はこれまで甲斐武田氏を素材として、戦国大名間の外交交渉担当者を「取次」と概念化し、検討を進めてきた。その結果、武田氏の場合は、一門・宿老格の重臣と、当主側近がペアを組んで交渉にあたる事例が多いことを明らかにした¹⁾。この点については、越相同盟(上杉・北条同盟)の取次について検討した際に、北条氏においても同様の傾向を看取できると述べた²⁾。しかしそれはあくまで越相同盟の事例に限られ、北条氏外交において一般化できるかを検討したわけではない。そこで本稿では、武田氏と長年同盟関係にあり、関係の深い大名である北条氏を対象に、外交取次の特徴について検討を加えたい。

北条氏外交の取次については、支城主の果たした役割が重要であること³⁾、および領国支配と外交との密接な関連性(大名領国内の意思伝達ルート of 外交上の意思伝達ルートへの転用)が指摘されている⁴⁾。そこでまず本稿では北条氏外交における取次関係の構築過程を検討し、網羅的な取次の検出を行う。その上で個々の交渉を掘り下げるため、徳川氏との外交を事例として検討する。これにより、北条氏外交の特徴について論じることとしたい。

本稿の直接の目的は、武田氏において明らかにした一門・宿老と側近の「組み合わせ」という特徴が、北条氏にも見出せるかの検討である。しかし同時に、個別大名研究の枠組みを越えて、戦国大名論一般を論じていく上でも意味があるだろう。

1. 北条氏における取次関係の構築

次掲の史料は弘治4(永禄元、1558)年に白川結城氏が古河公方足利義氏に御礼言上を行った際、関係者に送った進物の覚書である。同日付梶原政景宛披露状案の余白を利用して書かれているため、覚書部分のみを抜粋した。

【史料1】白川晴綱覚書⁵⁾

弘治四年三月十八日、葛西^(足利義氏)言上御申之御案文、御使芳賀源兵衛尉也、結城政勝へ御馬一疋栗毛、為御祝儀被進也、小田原へ^(北条)氏康へ大鷹一、^(北条)氏政へ打刀、つはふとかねはき、目ぬき金ふくりんも^(原頼)つはもちもかね、北条左衛門大夫へ代物五貫、御息善九郎殿へ段子一端被進候、
小指南岩本太郎^(定次)左衛門尉方へ代二貫、藤田大蔵少輔へ^(頼高)一貫、もつきうへ^(信晴)一貫、勝田八衛門尉一貫、これハさるかう、板部岡右衛門尉へ^(頼重)一貫、左衛門大夫家風木村かたへ一貫、
随言院^(政氏)へ三貫、梶原殿へ^(太田資正)太刀・段子一端、大田美濃守へ二貫、片見方へ一貫、多賀谷ゆきへ一貫、

- 1) 拙稿「武田氏的外交取次とその構成」(同著『戦国大名武田氏の権力構造』、思文閣出版、2011年。初出2008年)。
- 2) 拙稿「大名間外交と「手筋」—越相同盟再考—」(前掲註1 著書所収。初出2004年)。
- 3) 加藤哲「相越同盟交渉における北条氏照の役割」(『戦国史研究』1号、1981年)。
- 4) 岩澤彦彦「越相一和について—「手筋」の意義をめぐって—」(『郷土神奈川』14号、1984年)、黒田基樹「戦国大名北条氏の他国衆統制(一)—「指南」「小指南」を中心として—」(同著『戦国大名領国の支配構造』、岩田書院、1997年。初出1996年)。
- 5) 国学院大学所蔵「白河結城文書」(『白河市史』5巻846号、以下「白河」と略す)。

足利義氏の擁立主体である北条氏への進物をもっとも多く、氏康・氏政父子の他に北条綱成以下が列記されている。このうち北条綱成は白川結城氏担当の取次であり⁶⁾、子息の康成（後の氏繁）、家臣（「家風」）の木村にも進物が贈られている。白川結城氏に対しては、氏康側近の岩本定次も書状をやりとりしており⁷⁾、「小指南」と付記されて名前が拳がっている。なお穆橋は使者として往来した唐人で⁸⁾、猿楽と注記される勝田八右衛門尉も上杉氏に派遣された事例があるから⁹⁾、恐らく使者を務めたのであろう。

白川結城氏は、北条氏側の交渉担当者つまり取次について、一門北条綱成と側近岩本定次等によって構成されていると認識していた。白川結城氏は北条氏の従属国衆ではないが、数ヶ国を治める戦国大名と、郡規模の小大名という勢力差がある。さらに北条氏は古河公方足利義氏のもとで「関東管領」の地位にあり、身分の面でも対等ではない。このため白川結城氏は、自身に対する取次岩本定次を「小指南」と呼んでいる。つまり、白川結城氏のあるべき振舞を指導（「指南」）してくれる人物という認識である。黒田基樹氏が、側近である岩本定次が「小指南」なのだから、一門である北条綱成は「指南」にあたと推定して、従属国衆に対する取次「指南・小指南」論を立ち上げる素材となった史料である¹⁰⁾。

旧稿で検討した越相同盟の事例においても、一門北条氏邦と側近遠山康光が上杉氏担当取次として活動している¹¹⁾。一門に当主側近層を加えて外交交渉を行うという態勢は、北条氏においても同様であったという仮説が考えられる。

しかしながら、白川結城氏との外交をみると、当初から北条綱成・岩本定次がペアとなって取次を務めていたわけではない。

【史料2】岩本定次書状¹²⁾

未申通候処ニ預御音問候、忝令存候、仍(北条)氏康江預御飛脚候、則左衛門(北条綱成)大夫方致談合、御状之趣申届候、何も御報被申候、然者当夏中、常州江出馬之儀承候、結城(結城)・大掾(貞四)依弓矢之手成、不慮二人数可被差遣候、兼又房総至于今日無事二候之間、可有御心易候、猶以自今以後者、此口御所用等可被仰付候、委細者和知美濃介方可被申達候、可得此旨御意候、恐惶謹言、

岩本大郎左衛門尉

(弘治元年)三月十七日 定次（花押）

白川江

参人々御中

弘治元年に岩本定次が白川晴綱に出した返書である。冒頭に「未申通候処ニ預御音問候」とあり、白川晴綱と岩本定次の初信であるとわかる。この時の外交は、北条氏康が佐竹義昭と姻

6) 黒田基樹「北条氏繁の政治的位置」（前掲註4書所収。初出1996年）。
7) 「仙台結城文書」（『戦国遺文後北条氏編』509号、以下「戦北」と略す）他。
8) 東京大学所蔵「白川文書」（『白河』836）、『秋田藩家蔵文書』（『白河』914）。
9) 『別本歴代古案』（『戦北』1168）。
10) 前掲註4黒田論文。
11) 前掲註4岩澤論文、註2拙稿。
12) 前掲註7。

戚関係を構築するという噂が白川氏のもとに伝わったことがきっかけであった¹³⁾。南陸奥において、白川結城氏は佐竹氏と長年対立状態にあり、北条氏康が佐竹氏と友好関係を結んだという話を聞いて神経をとがらせたのである。そこで白川晴綱は、北条氏康に事実関係を問い質すとともに、常陸出兵を依頼した。つまり明確な形で、佐竹氏との敵対関係を示すように迫ったわけである。

この使者は、従来からの取次である相模玉縄城主北条綱成のもとを訪れていた¹⁴⁾。書状を受け取った北条綱成は、事態を氏康に報告するとともに、北条氏康宛の書状と、岩本定次宛の書状を小田原に回送したようである。

ここで注目したいのは、白川晴綱が岩本定次と書状を取り交わすのが初めてであった、という事実である。判断に迷ったものであろうか、岩本定次は、取次北条綱成と事前に打ち合わせをした上で、北条氏康に披露を行っている。驚いた氏康は、たしかに佐竹氏から使者がきたものの、遠方からの使者であるため、一度返事を送っただけだと弁明し、同様の返答をするよう北条綱成に指示をした¹⁵⁾。当然岩本定次も返書を出すことになり、【史料2】がそれに該当する。その際、岩本定次は、今後「此口御所用」があれば仰せ付けて欲しいと申し出ている。これを白川晴綱が了解したことで、岩本定次と白川晴綱の間で取次関係が結ばれたのである。

したがって、白川晴綱と北条氏康の外交は、当初北条綱成が取次として仲介し、その後岩本定次が加わるという変遷を辿ったことがわかる。岩本定次が取次になった経緯は、白川晴綱から書状を受け取ったことがきっかけで、白川晴綱の指名を北条氏康が追認する形であった。北条綱成に加えて、岩本定次も取次となったのは、佐竹氏と北条氏接近の噂に接した白川晴綱が、より北条氏康に近い立場にいる人物と関係を構築しておきたいと考えたためであろう。これにより、北条綱成・岩本定次というペアが誕生することになるのである。

さて、白川晴綱は北条綱成を（おそらくは）「指南」、岩本定次を「小指南」と認識していた。しかしながら、白川結城氏は北条氏の従属国衆ではない。対等とまではいえないものの、外交相手である。したがって、その取次役の呼称には比較的上下関係の意味合いが薄い「取次」（外交取次）が相応しいと考える。その際、こうした一門・宿老といった重臣と、側近という取次の組み合わせをなんと呼ばよいのだろうか。この点について、筆者は今まで言及を避けてきた。

しかし、指南・小指南に対応する外交取次の呼称があってもよいであろう。そうした際、史料用語上「小取次」「小奏者」という呼称を見出すことができる。

「小取次」は、近世に朝廷に対して献上品を贈る際の取次役として所見がある¹⁶⁾。同時に取次・奏者とみえる上、具体的な固有名詞が記されていないため、どのような立場の人物かよくわからない。その一方で、「小奏者」は次の史料において記述が見られる。『中世法制史料集』

13) この時のやりとりについては、拙著『戦国大名の「外交」』（講談社選書メチエ、2013年）で整理した。また、先行研究として山田邦明「書状の蓄積—白川晴綱と北条氏康の交信—」（同著『戦国のコミュニケーション—情報と通信—』、吉川弘文館、2002年）も参照されたい。

14) 東京大学所蔵「白川文書」（『戦武』513）。

15) 東京大学所蔵「白川文書」（『戦武』507）。

16) 「石清水文書」（『大日本古文書 家わけ 石清水文書』3巻375頁）、「醍醐寺文書」（『大日本古文書 家わけ 醍醐寺文書』11巻2402号）。

において六角義賢のものとして推定されている条目写で、冒頭に「以楠長譜（譜）墨跡写之」とある。楠長譜は織田信長の右筆だから¹⁷⁾、戦国期のものであることは間違いないだろう。そのうちの一条が次掲のものである。

【史料3】六角義賢カ条目写¹⁸⁾

一、以小奏者公事披露之儀、被定置奏者以申口可有披露、訴人直談停止亭、同背御法度儀、雖小奏者申、本奏者可為如右事、

解釈がやや難しいが、「小奏者」による公事（訴訟）披露の是非を論じた条文である。どうも六角家においては、家臣には、奏者（本奏者）と「小奏者」が設定されていたらしい。しかし家臣が訴訟を起こす際には、「小奏者」ではなく、奏者を通して行うべきだと定められていた。直奏（直談）は当然禁止であり、同様に法度に背いて「小奏者」が訴訟を行った場合も、本奏者を通じて訴訟をやり直せ、という趣旨である。

この条文からは、家臣が訴訟を起こす際には、「小奏者」を通じた方が有利であるという事情が透けて見える。それと同時に、その行為は大名から直奏と同様の問題行為と認識されていたことがわかる。以上からすれば、この法令上の「小奏者」は側近で、奏者よりも大名に近い立場にいた存在と捉えられるのではないか。

同様に慶長5年（1600）の大野郷算用状をみると、前田玄以の「小奏者」が大坂逗留中の経費として銭300文を宛行われている¹⁹⁾。ここでは、前田玄以の被官という意味であろう。

「小指南」についても、豊臣政権でも取次を担った小身家臣を指して用いられた事例がある²⁰⁾。伊達政宗の浅野長政に対する「絶交状」に記されているもので、政宗は浅野長政を「御指南」とする一方、木村吉清を「以前小指南二候」と呼んでいる。

こうした事例からすれば、「小指南」「小取次」「小奏者」といった「小～」の付いた言葉は、いずれも側近ないし、取次役の中でも相対的に身分の低い人物、または取次役の被官を指す文言と考えられる。以上の事例を踏まえて、外交取次についても、一門・宿老の取次役は単に取次、側近の取次役は「小取次」と呼ぶこととしたい。

さて、筆者が武田氏において指摘した外交面での取次は、一門・宿老からなる「取次」と、側近による「小取次」によって構成されると再定義をすることとなった。また旧稿で論じた対上杉氏外交だけでなく、対白川結城氏外交においても、北条氏は取次・小取次という形をとったことになる。

同時に、この白川結城氏との交渉が改めて示してくれることは、取次・小取次というのは決して職制ではないということである。取次・小取次は大名家臣の役割の一面に過ぎず、また私的な関係を公的役割に転化したものである。前述した岩本定次が北条氏の対白川結城氏担当小

17) 谷口克広『織田信長家臣団人名辞典（第2版）』（吉川弘文館、2010年）。

18) 『刑政総類』（『中世法制史料集』第4巻第1部419号）。

19) 『大徳寺文書』（『大日本古文書 家わけ 大徳寺文書』9巻2588号）。

20) 『伊達家文書』（『大日本古文書 家わけ 伊達家文書』2巻675号）。この「小指南」木村吉清については、山本博文氏が言及しており、「吉清も奥羽方面の取次として働いていたのであるが、長政や石田三成などとは一段ランクが下と思われる存在であった。このような者を、「小指南」と呼んで、「指南」たる長政などとは区別しているのである」としている（『豊臣政権の「指南」について』、同著『幕藩制の成立と近世の国制』、校倉書房、1990年。初出1989年）。

取次となった経緯は、このことを象徴している。岩本は、白川結城晴綱の依頼を受けて、はじめて取次となっている。その上、外交相手に対して、取次・小取次双方が常に用意されたとも限らない。あくまでそういう傾向が見られるというに過ぎない点は、改めて注意する必要がある。武田氏外交においても指摘したが、これはあくまで傾向であり、絶対ではない。

そこで北条氏の取次を、交渉相手ごとに検討してみたい。なお、一部従属国衆とみられる相手も含んでいる²¹⁾。

〔今川氏(駿河)〕一門として北条宗哲(幻庵)・氏信父子²²⁾ および北条綱成²³⁾ が関与している。相模中郡郡代大藤政信²⁴⁾ も交渉に参加している。大藤氏は諸足軽衆の統率者であり、援軍として派遣されているためである。

〔武田氏(甲斐)〕一貫して一門北条氏照が交渉を担当している²⁵⁾。北条氏邦がやりとりを行った事例があるが²⁶⁾、軍事的な理由による例外的なものであろう。また、初期の頃には武蔵国衆大石道俊(氏照の養子入り先)も交渉を担った²⁷⁾。これは地理的に甲斐と隣接していることに加え、氏照の役割を補完するものであったか。側近層では、第一次甲相同盟締結時には桑原盛正が²⁸⁾、後には依田康信と埴和康忠が参加している²⁹⁾。

〔蘆名氏(陸奥)〕当初は一門北条綱成と、その子息氏繁が交渉を担当したが³⁰⁾、天正期に入ると北条氏照の専管といってもよい状況になる³¹⁾。また北条氏邦が書状を出した例もあるが³²⁾、これは越後御館の乱に関わるもので、取次として出したものではない。

〔伊達氏(出羽→陸奥)〕初期には一門北条氏堯³³⁾ と側近大草康盛³⁴⁾ が交渉を担っている。永禄12年および天正11年(1583)以降は北条氏照が取次を務めた³⁵⁾。また、武蔵国衆成田氏長も

21) 北関東諸氏については、黒田基樹「下野国衆と小田原北条氏」(栃木県立文書館編「戦国期下野の地域権力」、岩田書院、2010年)を参考とした点をお断りしておく。

22) 「走湯山什物」(『戦北』4426)、「孕石家文書」(『戦北』1246)。

23) 「三浦家文書」(『戦北』1220)。

24) 「岡部家文書」(『戦北』1243)。

25) 「加藤家文書」(『戦北』670)、「山梨県立博物館所蔵文書」(「小田原北条氏文書補遺(二)」第二部122)。以下、黒田基樹「小田原北条氏文書補遺」(「小田原市郷土文化館研究報告」42号、2006年)を「小田原補遺」、同「小田原北条氏文書補遺(二)」(「小田原市郷土文化館研究報告」50号、2014年)を「小田原補遺2」と略す。

26) 「岡本貞然氏所蔵文書」(『戦北』4482)。

27) 「玉英堂稀覯本書目」212号掲載文書(『戦北』4791)。

28) 「甲陽日記(高白斎記)」天文13年正月2日条、天文14年10月15日条。

29) 岩瀬文庫所蔵「古文状」(『戦北』4466)。

30) 「会津四家合考」(『戦北』980)、「築田英雄氏所蔵文書」(『戦北』1701)。

31) 「会津四家合考」(『戦北』1023)、「歴代古案」(『戦北』1643)、「鈴木いよ氏所蔵文書」(『戦北』1660)、「名古屋大学文学部所蔵文書」(『戦北』1718)、「金上家文書」(『戦北』1922)、「木村定三氏所蔵文書」(『戦北』1977)、「高橋慎吾氏所蔵文書」(『戦北』1982)、「平沼文書」(『戦北』1992)、「会津四家合考」(『戦北』1993)、同(『戦北』1998)、「神奈川県立文化資料館所蔵文書」(『戦北』1999)、「尊経閣本古文書写」(『戦北』3022)、「新編会津風土記」(『戦北』3159)、「利根川図志」(『戦北』3909)、「集古文書」(『戦北』3911)、同(『戦北』3912)。

32) 「秋山文書」(『戦北』2025)。

33) 「伊達家文書」(『戦北』636)。

34) 「伊達家文書」(『戦北』639)。

交渉に参加している³⁶⁾。天正5年から6年にかけては、北条氏規が取次を務めている³⁷⁾。

〔白川結城氏（陸奥）〕一門として北条綱成・氏繁・氏舜と玉縄北条氏歴代が取次を担っている³⁸⁾。先述したように、側近岩本定次が小取次を務め³⁹⁾、類似した立場として石巻康堅の活動も確認できる⁴⁰⁾。武蔵国衆太田資正も白川結城氏からの書状を受け取っているが、これは白川結城氏が北条氏康の意向を確認するために、幅広く情報収集を図った結果である⁴¹⁾。また、宿老遠山綱景・政景父子も交渉に加わっている⁴²⁾。天正期には北条氏照も書状を出しているが⁴³⁾、玉縄北条氏中心の取次構成を維持している。

〔佐竹氏（常陸）〕天正3年に北条氏照が担当している⁴⁴⁾。

〔宇都宮氏（下野）〕佐竹氏同様、天正3年に北条氏照が担当している⁴⁵⁾。

〔那須氏（下野）〕永禄12年に、玉縄北条氏繁が担当している⁴⁶⁾。その他は未詳。

〔佐野氏（下野）〕永禄5年に、北条氏照が担当している⁴⁷⁾。

〔皆川氏（下野）〕一門北条氏照⁴⁸⁾、側近石巻康敬⁴⁹⁾の所見がある。

〔里見氏（安房・上総）〕北条為昌が担当している⁵⁰⁾。為昌が相模玉縄城主であり、渡海して里見氏と接触ができるという地理的要因が大きいと考えられる（その後も、綱成以下玉縄城主歴代が関与した可能性が高い）。後には、宿老松田憲秀が取次を務めた⁵¹⁾。松田憲秀は房総方面の国衆の指南を務めており⁵²⁾、その関係から里見氏の交渉も担当したものであろう。

35) 「伊達家文書」（『戦北』1225）。斎藤報恩博物館所蔵「遠藤家文書」（『戦北』2507）、同（『戦北』2655）、「片倉家文書」（『戦北』2816）、「片倉代々記」（『戦北』2817）、斎藤報恩博物館所蔵「遠藤家文書」（『戦北』2820）、「片倉代々記」（『戦北』2821）、「伊達家文書」（『戦北』2918）、「片倉代々記」（『戦北』2954）、同（『戦北』3035）、「片倉家文書」（『戦北』3045）、同（『戦北』3056）、同（『戦北』3305）、「片倉代々記」（『戦北』3332）、「伊達家文書」（『戦北』3477）、同（『戦北』3478）、「片倉家文書」（『戦北』3591）。

36) 「伊達家文書」（『戦北』2950）。

37) 斎藤報恩博物館所蔵「遠藤家文書」（『戦北』1936）、同（『戦北』1964）。

38) 「武家雲箋」（『戦北』3094）、「白川証古文書」（『戦北』463）、東京大学所蔵「白川文書」（『戦北』513）、同（『戦北』523）、「並木淳氏所蔵文書」（『戦北』1702）、東京大学所蔵「白川文書」（『戦北』2005）、香取神宮所蔵「古案」（『小田原補遺』第2部75）。

39) 「仙台結城文書」（『戦北』509）、東京大学所蔵「白川文書」（『戦北』628）、東北大学文学部国史研究室寄託「熱海白川文書」（『戦北』4080）。

40) 「秋田県庁採集文書」（『小田原補遺』第2部6）。

41) 東京大学所蔵「白川文書」（『白河』834）、同（『戦北』515）。前掲註13拙著を参照のこと。

42) 「秋田藩家蔵文書」（『戦北』528）、東北大学文学部国史研究室所蔵「熱海白川文書」（『戦北』2004）。

43) 東京大学史料編纂所本「白川証古文書」（『戦北』3913）。

44) 「喜連川文書案」（『戦国遺文古河公方編』966号）。

45) 同前。

46) 栃木県立博物館所蔵「那須家文書」（『戦北』1245）。

47) 「涌井文書」（『戦北』746）。

48) 「片倉代々記」（『戦北』3332）の中に記述がある。

49) 「栃木県庁採集文書」（『戦北』1111）。

50) 「里見家永正元亀中書札留抜書」（『戦国遺文房総編』付編1）。

51) 「里見家永正元亀中書札留抜書」（『戦国遺文房総編』付編1）、「稲子正治氏所蔵文書」（『戦北』4489）、「手力雄神社文書」（『戦北』4526）。

52) 黒田基樹「松田憲秀に関する一考察—「指南」の具体例として—」（前掲註4書所収。初出1992年）。

〔上杉氏(越後)〕一門北条氏邦・氏照と側近遠山康光が交渉を担当した。詳細は旧稿で検討した⁵³⁾。

〔徳川氏(三河→遠江)〕北条氏照が関与した事例が3点あるが(1点は家老の近藤綱秀)、次節で検討するように、一門北条氏規・側近山角定勝という組み合わせが基本であったと思われる。なお、援軍派遣交渉のために、伊豆戸倉城代笠原政晴が交渉に参加した事例がある⁵⁴⁾。

〔織田氏(近江)〕一門北条氏照と⁵⁵⁾、側近笠原康明⁵⁶⁾・山角康定⁵⁷⁾が交渉を担当した。

以上を整理すると、北条氏の場合、武田氏に比べて一門の活動の比重が大きい点を指摘できる。しかしながら以前に検討した越相同盟においては、細部の交渉は側近の遠山康光が担っていた。そこで改めてこの点を検討してみたい。まず、武田氏との同盟をみると、側近の桑原盛正が中心になって成立したことが分かっている⁵⁸⁾。したがって、やはり側近の活動が大きかったことは無視できない。

問題は、蘆名氏・伊達氏・白川結城氏といった遠国の大名である。先述したように、白川結城氏担当取次は、当初は一門北条綱成だけで、後から側近岩本定次が加わるという経緯を辿って形成された。つまり、当初から小取次がいたわけではなさそうである。このことから考えると、遠国大名との交渉は、一門が主体となって行うという傾向があるのではないだろうか。筆者は、武田氏の外交取次について検討した際に、一門・宿老層は「家中」の代表者として大名発言の「保証」を担う役割を、側近は大名の「内意」つまり具体的な意向を把握して交渉を進める役割があると論じた⁵⁹⁾。

藤木久志氏の研究によれば、戦国大名間の外交において、最も重要な問題となったのは国境の再確定、すなわち国分であった⁶⁰⁾。越相同盟交渉においても、最大の懸案となったのが国分である。ところが遠方の大名の場合、国分について協議する必要がない。つまり大名の意向を確認しつつ、きめ細かい交渉をする必要性は薄いのである。武田氏に比して、北条氏は国境を接しない遠国の大名との外交書状が多く残されている。このため、側近があまり交渉の前面に出る必要が無く、一門の活動が前面に出ているように見えるのではないか。

ただし、北条氏外交における一門の役割の大きさには、もうひとつ理由があると思われる。北条氏の一門は、武田氏に比して大名の政策決定・遂行に関与する度合いが大きかった。武田氏では、一門は武田家朱印状の奉者となることは基本的になく、家政機関に包摂されていない。これに対し、北条氏では一門が北条家朱印状の奉者を務めることがあり、北条氏の家政により深く関与していたと判断されるからである。

53) 前掲註2 拙稿。

54) 『紀州藩家中系譜』(『戦北』4490)。

55) 『信長公記』天正7年9月11日条、天正8年3月10日条。前者は「舎弟大石源蔵氏直」、後者は「舎弟氏直」と記される。前者は姓と通称から、後者は派遣した使者が氏照家臣間宮綱信であることから、いずれも氏照の誤記とわかる。

56) 『古簡雜纂』(『戦北』2166)、『信長公記』天正8年3月10日・21日条。

57) 『近代武將翰墨類聚書翰抜書』(『戦北』4740)。

58) 『甲陽日記』天文13年正月2日条他。

59) 前掲註1 拙稿。

60) 藤木久志「戦国大名の和平と国分」(『豊臣平和令と戦国社会』、東京大学出版会、1985年。初出1983年)。

既に黒田基樹氏によって指摘されていることだが⁶¹⁾、以上の整理により、当初は玉縄北条氏が担っていた北関東・奥羽方面の取次が、氏照に委譲されていくことが明確化する。天文・弘治年間には、玉縄北条氏（為昌—綱成—氏繁—氏舜）が前面に出ているが、徐々にその権限を北条氏康三男氏照に譲り渡す形となっている。天正期に入っても、玉縄北条氏が中心となっている外交は、白川結城氏に限定されるといってよい。房総里見氏との外交も、宿老松田憲秀が担当するようになっている。

玉縄北条氏は北条氏康弟為昌を初代とし、その後今川家重臣福嶋氏出身で、北条姓を与えられた綱成が跡を嗣いだ家であり、一門とはいえ庶流家にあたる。氏康子息がまだ成長していなかった弘治年間以前は、玉縄北条氏は一門として重要視された。しかし氏康の子息が成長し、さらに氏政（氏康次男、兄が早逝したため嫡男として扱われる）・氏直に代替わりするにつれ、当主との距離が遠くなり、存在感を低下させていったのである。同様の事例は越前朝倉氏においても確認され、当主との血縁関係が遠くなった敦賀郡司朝倉宗滴（初代英林孝景の子）は、あえて実子に跡を嗣がせず、第5代当主朝倉義景の弟景紀に家督を譲っている。その理由は「惣領へ近ナルヘキ為」であった⁶²⁾。

このように氏照は、玉縄北条氏に代わって北関東と奥羽方面の外交を一手に引き受ける立場を確立し、天正7年に入るとさらに織田・徳川外交も担当するようになる。

氏照に唯一対抗できたのが北条氏規（氏康五男）で、徳川氏との外交を担当している。ただし、天正7年には氏照が徳川氏との交渉を担当しており（この理由は次節で検討する）、それと入れ替わるように、氏規が伊達氏との交渉を担当している。取次には「権益」という側面が存在するから⁶³⁾、一時的に取次先を交代したのかも知れない。なお、氏規は京都においては「相州北条次男也」⁶⁴⁾「北条助五郎氏規、氏康次男」⁶⁵⁾と認識されており、京都政界においては、氏康嫡男氏政のすぐ下の弟（つまり氏照・氏邦の兄）と理解されていた⁶⁶⁾。これが、北条氏からみると西国に位置する徳川氏との交渉を、氏規が担当したひとつの背景にあるだろう。逆に、畿内を掌握した織田信長との外交を氏照が担当したということは、氏照が氏規の立場を超越したことを意味し、北条一門内の力関係を検討する上で重要である。

以上のように、北条氏の外交と、武田氏外交における一門の比重の差異の背景には、こうした事情があると思われる。

61) 前掲註4 黒田論文。

62) 『朝倉宗滴話記』32条（『朝倉氏の家訓』、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館、2008年）。

63) 前掲註1 拙稿。

64) 『言継卿記』弘治2年10月2日条。

65) 『光源院殿御代当参衆并足軽以下衆覚（永禄六年諸役人附）』（『群書類従』29輯（雑部））。なお本史料のうち、氏規の記載がある「外様衆」部分は、足利義輝（光源院殿）の代のものではなく、上洛直前の足利義昭の「政権構想」を記したものであることが明らかにされている。長節子「所謂「永禄六年諸役人附」について」（『史学文学』4-1、1962年）、黒島敏「足利義昭の政権構想—「光源院殿御代当参衆并足軽以下衆覚」を読む—」（同著『中世の権力と列島』、高志書院、2012年。初出2004年）。

66) 黒田基樹「北条氏規の三浦郡支配の確立」（同著『戦国大名北条氏の領国支配』、岩田書院、1995年。初出1988年）。

2. 徳川氏担当取次の検討

次いで、北条氏外交の取次についてより掘り下げるために、北条氏の対徳川氏外交を事例として取り上げ、検討を加えたい。対徳川氏外交を取り上げる理由は、上杉氏と同様に領国が近接している(今川・武田領国を挟む形に位置しており、後には直接国境を接する)他、同盟を結んでいる期間が比較的長いためである。史料の伝存状況も、越相同盟には及ばないが、比較的良好とあってよいだろう。

管見の限りにおいて、北条・徳川間の書状のやりとりは北条氏発給文書35点、徳川氏発給文書17点を確認できる。これを一覧化したのが本稿末の表である。以下、表中の史料を使用する際には、表～と番号のみを付して略記する。

北条・徳川間の交渉が最初に確認されるのは永禄5年(1562)で、今川氏真と今川氏を離反した松平元康(徳川家康)との和睦を仲介したものである(表1・2)⁶⁷⁾。その際の北条氏康書状をみると、松平氏宿老酒井定次には「懇令啓候」で始まる書状を、松平氏と同じ三河国衆水野信元に対しては「久不能音問候」で始まる書状を送っており⁶⁸⁾、いずれも初信ではない。したがって、松平氏が今川氏に従属していた時代から、交流があったと考えられる。これは、北条氏と今川氏の同盟関係に基づくものであるだろう。

北条氏康は、今川氏真の要請によって自身が援軍として出馬せざるを得ないという状況を提示して、なかば圧力をかける形で和睦を斡旋したが、成功していない。この結果、両氏の関係は途絶えたようである。この交渉における北条氏側の取次はわからない。一方松平(徳川)氏側は、宿老酒井忠次が取次として交渉を担当していた。

次に確認できる交渉は永禄12年にまでくさる。前年12月、武田信玄が今川氏真との同盟を破棄して駿河に侵攻し、氏真は駿府を放棄して遠江懸川に敗走した。徳川家康は、この当時武田信玄と同盟を結んで今川氏真を挾撃する外交を行っており、懸川に籠城する今川氏真を包囲したのである。しかし武田氏が遠江に出兵する動きをみせたため、徳川家康は信玄に不信感を抱いた。家康が、同盟協定によって遠江は徳川領と国分されたと認識していたためである⁶⁹⁾。ここに、再度北条氏が徳川氏と今川氏の和睦を仲介する機会が生まれたのである。

永禄12年5月、北条氏政と徳川家康は起請文を交換し、今川氏真の懸川退去と懸川城の引き渡しについて取り決めた。これにより、徳川家康は武田信玄との同盟を破棄し、北条氏と結ぶ姿勢を見せたのである。その際の北条氏政書状には、末尾に「猶弟侯助五郎可申候」という取次文言を確認できる(表3)。つまりこの時の北条氏における徳川氏担当取次は一門北条氏規

67) 本文書の年次比定については、柴裕之「永禄期における今川・松平両氏の戦争と室町將軍一將軍足利義輝の駿・三停戦令の考察を通じて一」(『地方史研究』315号、2005年)による。

68) 刈谷水野氏はこの時点では織田氏との関係が深いものの、自立した国衆であり、今川・松平いずれにも従属していない。おそらく交渉の「中人」としての役割を期待されたものと思われる。第三者による調停「中人制」については、勝俣静夫「戦国法」(同著『戦国法成立史論』、東京大学出版会、1979年。初出1976年)を参照。なお、戦国大名間外交における中人については、前掲註13著書で詳述した。

69) 『三河物語』(『日本思想大系 三河物語・葉隠』111頁)。なお小笠原春香氏は武田氏と徳川氏の今川領分割の取り決めについて、通説よりも遅い時期に成立したと指摘している(『武田氏の駿河侵攻と徳川氏』、『地方史研究』336号、2008年)。

であった。北条氏規は、幼少時に人質として今川氏のもとに派遣された経緯があり、同じく今川氏の人質となっていた徳川家康とも知己の関係にあった可能性が高い⁷⁰⁾。北条氏規の起用は、前節で述べた西国における氏規の認識（氏康次男）に加え、家康との私的関係を踏まえた人選でもあったのであろう。

これに対し、徳川方の取次は継続して酒井忠次であった。ここに、一門北条氏規—宿老酒井忠次という「手筋」（交渉ルート）が形成されることとなる。相模の北条氏と三河の徳川氏の同盟だから、相三同盟と呼ぶこととしよう。

しかしながら、北条氏政は元亀2年（1571）12月に武田信玄との同盟を再締結し（第二次甲相同盟）、外交方針を転換した。これに伴い、北条氏にとって徳川家康と結ぶ意義は薄れた。そればかりか、徳川家康は武田信玄の敵対国であり、第二次甲相同盟の条件に、相三同盟破棄が含まれた可能性が高い。元亀3年10月にはじまる武田信玄の徳川領遠江・三河出兵に際しては、北条氏政は援軍として大藤政信等を派遣している⁷¹⁾。したがって、甲相同盟復活に伴って相三同盟は破棄され、北条・徳川両国も敵対関係に陥ったとみてよいだろう。

事態が再度転換したのは、天正7年（1579）である。この前年の天正6年に始まった越後御館の乱（上杉景勝と景虎の家督争い）に際し、北条氏政は武田勝頼に実弟上杉景虎の支援を要請した。勝頼はこれを受諾して出陣したが、その途上で上杉景勝からの和睦要請を受け入れ、景勝・景虎間の和平斡旋に方針を転換したのである。武田勝頼にとっては、越後出陣の長期化を避けるための外交策であったと考えられるが⁷²⁾、北条氏政からみれば、重大な違約行為であった。このため、天正7年に入ると武田・北条両国の関係は急激に悪化していく。

そうした最中の天正7年正月28日、北条氏政の弟氏照が徳川家康に年始挨拶状を出すことになるのである（表4）。この書状の冒頭には「未申通、雖思慮千万二候、令啓候」とあり、氏照一家康間の初信とわかる。年次比定の根拠は氏照の花押型によるものだが、武田氏との関係が再び悪化した天正7年に使者を送ったという経緯は納得のいくものであり、間違いないとみてよいだろう。この書状で、氏照は「今後は自分が交渉を承るので、御同意いただければ本望である」と述べている。氏照は永禄12年の越相同盟に際しても、北条氏康・氏政父子の許可を得ず独断で上杉謙信と交渉を持とうとしたという経歴を持つ⁷³⁾。したがってこの書状も、氏政の意向を踏まえぬ独断で出された可能性がある。徳川氏に対する取次はこれまで北条氏規が務めており、北条氏照に交代する必然性はない。北条氏照は、従来武田氏担当の取次であったが、その武田氏との関係悪化を受けて、みずから新たな外交関係の構築（主要な外交の取次という立場の維持）に動き出したものとも考えられる。

ここに、再度北条・徳川同盟が結ばれることとなる。この時徳川家康は本拠地を三河岡崎から遠江浜松に移しているから、相模と遠江の一字をとって、相遠同盟と呼びたい。また相遠同盟は天正10年6月に事実上破棄されるから、第一次相遠同盟と呼ぶこととする。この同盟の目的は、駿河・遠江における武田勝頼の挟撃にあった。

70) 前掲註66黒田論文。および同「今川義元と北条氏規」（前掲註66書所収。初出1992年）。

71) 『諸州古文書』（『戦国遺文武田氏編』2128号）。

72) 拙稿「武田勝頼の外交政策」（柴辻俊六・平山優編『武田勝頼のすべて』新人物往来社、2007年）。

73) 前掲註2拙稿。

北条氏政と武田勝頼は、天正7年9月に駿豆国境において対陣し、第二次甲相同盟は完全に崩壊する。同月、北条氏政から家康側近榊原康政に書状が送られている(表5)⁷⁴⁾。そこで氏政は、「今度改而貴国申合儀、誠本望候」と述べているから、徳川氏との同盟を再構築したという認識であったとわかる。そして、翌月までに両国の取次の顔ぶれが固まることとなるのである。

【史料4】酒井忠次書状写(表7)

先度以榊原(康政)平(道)太被申違候処、御父子様御同前之御意共、対家康恐悦無是非候、相替之儀、従是可申入候、従上方被申越分者、弥可有入魂旨候、猶承届可申上候、委細河尻方被申候、此段宜預御披露候、恐々謹言、

十月十一日 忠次(花押影)

山角紀伊守殿

徳川方の取次酒井忠次から、北条氏政の側近山角定勝に送られた書状の写である。書面上の宛所は山角であるが、「此段宜預御披露候」と披露文言があり、実質的には北条氏政に宛てたものとわかる。そしてこうした書状の披露を行う必要があるために、氏政の側近山角定勝が相違同盟の小取次として活動を開始したのである。前節で述べたように、北条氏において一門が外交上主要な活動をみせる理由のひとつは、遠国の大名との交渉に関する史料が多く残されていることによるが、近国の大名である徳川氏との外交には、よりきめ細やかな交渉が必要とされ、小取次の活動も目立ってくるといえる。

この書状で、酒井忠次は榊原康政に伝えさせた要請を、北条氏政・氏直父子が受容したことに家康が感謝していると述べるとともに、「上方」の意向を伝達している。ここでいう「上方」が織田信長を指すことは明白で、信長の意向は「弥可有入魂」というものであった。ここに第一次相違同盟のもうひとつの目的が明確となる。北条氏政は、徳川家康を通じて織田信長との関係を深めようとしたのである。このことは、同年9月より展開された駿豆国境における武田勝頼との対陣が、織田方から「北条氏政御身(味)方の色を立てられ⁷⁵⁾」と認識されていることから明らかである。また徳川氏担当取次として動き出した北条氏照は、9月には信長との交渉にも乗り出している⁷⁶⁾。北条氏政は、直接氏照に信長への使者を派遣させると同時に、家康を通じて信長への接近を図ったとみてよい。次いで天正8年には、北条氏政は織田政権への

74) 酒井忠次と榊原康政の、この時点での地位について付言しておく。家康の関東入部後、榊原康政は上野館林10万石を与えられる。このため、豊臣期からさかのぼってみると、康政は宿老に列しているようにみえる。しかしながら、戦国期段階の康政は「つねに御前に候して」つまり旗本であるに過ぎず、元亀3年の三方原合戦でようやく「一手の長」(一軍の指揮官)になっている(『寛永諸家系図伝』)。これに対し、酒井忠次は三河領有期に東三河支配(つまり徳川領の半分)を任された筆頭家老である(平野明夫「三河統一期の支配体制」、同著『徳川領国の形成と展開』、岩田書院、2006年。初出1992年)。さらに本能寺の変後の武田旧領争奪戦(天正壬午の乱)においては、信濃支配を一任されるほどの重臣であった(『酒井忠正氏所蔵文書』『信濃史料』15巻311頁、「守矢家文書」同321頁。ただし忠次はこれに失敗したため、事実上解任されている)。したがって、両者を同列に位置づけることはできず、その家格差は大きなものがあったと判断される。

75) 『信長公記』天正7年10月25日条。

76) 『信長公記』天正7年9月11日条。

従属を表明し（「関東八州御分国に参るの由」）、織田信長との「縁辺」つまり姻戚関係構築を求め⁷⁷⁾、8月19日には、嫡男氏直に家督を譲り渡した⁷⁸⁾。これは、織田氏との縁組みを要請していた氏直を家督とすることで、信長の軍事支援を仰ごうと試みた行為と理解されている⁷⁹⁾。

したがって、取次北条氏照は、織田信長と徳川家康双方の外交に関与していたということができる。ここに氏照が徳川氏との外交を担当し、従来の取次であった氏規の姿を見出すことのできない理由があるのであろう。第一相遠同盟は、取次として一門北条氏照、小取次として側近山角定勝という組み合わせによってなされていたと評価できる。織田氏に対する取次は、前節で述べたように北条氏照（およびその家臣間宮綱信）と氏政側近笠原康明という組み合わせが取られており、さらに氏政側近としてもう一人山角康定も加わっている。山角康定は、北条氏照の「奏者」であった可能性が高い人物で、それによって交渉に参加したのであろう。

しかし天正10年3月の武田氏滅亡と、6月の本能寺の変により、情勢は一変した。北条氏は混乱した織田政権を離反し、織田領国である武田氏旧領甲斐・信濃出兵を開始したのである。これに対し、徳川家康は再建された織田政権の許可を得て、北条氏を撃退するために、同じく甲斐・信濃へと軍勢を動かした。いわゆる「天正壬午の乱」の始まりである。ここに第一次相遠同盟は崩壊した。相遠同盟の目的が、武田勝頼包囲とそれに伴う織田信長との連携にあった以上、武田勝頼が滅亡し、かつ織田信長まで横死したことで、北条氏にとって徳川家康と同盟を結ぶ意義は消滅していたのである。

しかし「天正壬午の乱」は、織田政権が織田信雄・羽柴秀吉派と織田信孝・柴田勝家に分裂するという「上方忿劇」が勃発し、家康が要請していた織田勢の援軍を見込めないという状況になったことで変化が生じた。徳川家康は、織田信雄・織田信孝双方から北条氏との和睦を勧告されることになるのである⁸⁰⁾。

そこで10月に再度和睦交渉が行われ、第二次相遠同盟が成立した。なお家康は、天正13年に駿府に拠点を移すため、その後は相駿同盟へと呼称すべきだが、この名称は今川・北条同盟で慣用されてきたものである上、途中で名称を変えるのは煩雑であり、相遠同盟で通したい。次の覚書は、第二次相遠同盟成立時に両国間で交わされたものである。

【史料5】徳川家康覚書（表11）

〔^(益根ウハ)甲州若御子之原ニ而、^(徳川家康)北条氏政ト神君御和睦相調、^(井伊)直政公執筆之五ヶ条、氏政點頭御書

〔^(合点)一、御みんきよ様御せいく之事、

〔家康へ可給候事、
〔^(合点)一、^(北条氏政)さたけ・^(信玄)ゆふきゑひきやく御通可被成之事、

〔^(北条氏照)これとおおふしうへ御そうしやニ
〔^(合点)一、^(豊川広照)みなかわ方・^(水谷權四郎)水之や兩人御通候て可給候事、

〔^(通)御馬入候て、御としあるへき之事〕

77) 『信長公記』天正8年3月10日条。

78) 「北条家文書」（『戦北』2187）。

79) 黒田基樹「天正期の甲・相関係」（同著『戦国大名と外様国衆』、文献出版、1997年。初出1991年）。

80) 平山優「天正壬午の乱 本能寺の変と東国戦国史」（学研パブリッシング、2011年）。なお「天正壬午の乱」の定義については、同書を参照のこと。

(合点) (城昌茂) (妻子)
一、しよのおりへさいし御渡可給候事、

(合点) (信蕃)
一、あしたかたへのひきやく之事、

「一、小田原へ御ひきやく之事、」

以上、

「一、七郎右之儀、あわれ小田原までさしこされ候ハ、^(大久保忠世) 澁州一代御おん二可被請候由、^(北条氏規) 被仰候事、^(恩)

(天正10年)
十月廿八日

史料5は和睦交渉における協議事項を書き留めたもので、本文5ヶ条が徳川方が示した条件、細書が北条方の回答及び追加協議事項と考えられる。北条方の文言には敬語が用いられているから、使者として派遣された井伊直政がその場で書き記したものであるであろう(本文書自体、井伊家老木俣家に伝来している)。本文の5ヶ条にはいずれも合点が付されており、北条氏政が了承したことを示すものと考えられる。包紙ウハ書にある「氏政點頭」とは、この合点を意味する。

まず第1条で家康は、北条氏の隠居北条氏政に起請文を提出するよう求めている。この回答が「家康へ可給候事」であり、家康宛の起請文作成は問題なく了承された。第2条では、常陸佐竹氏・下総結城氏のもとへ派遣する飛脚の通行許可を求めている。この当時、北条氏は佐竹・結城両氏と戦争状態にあり、同盟を結ぶ相手の飛脚といえども無条件で通すわけにはいかなかった。第3条の皆川・水谷の通行許可も同様である。そこで北条氏は、北条氏照が徳川方の使者の奏者を務めるという条件で、要請に応じることにしたらしい。使者の奏者を務めるというのはいささか奇妙な表現だが、氏照の監督下のもとで、通行を許可するという意味と思われる。

第4条は、武田遺臣で、家康に仕えた城昌茂の妻子返還要請である。北条氏が捕らえていたのである。第5条は、信濃佐久郡の国衆蘆田信蕃に対して徳川家康が飛脚を派遣することを約束した条文である。第二次相遠同盟の国分では、甲斐・信濃は徳川領、上野は北条領と定められた。しかし佐久郡にはまだ北条方の国衆が残っていた上、家康に従属している佐久郡国衆蘆田信蕃が積極的な攻勢をみせており、その扱いが問題となったとみられる。そのため、佐久郡は穏便に徳川方に引き渡されるのだから、余計な動きをするなという通達を、蘆田信蕃に伝えると約束したのである。しかし北条氏政はこの処置では納得しておらず、小田原に直接飛脚を派遣して状況を報告して欲しいと回答している。

興味深いのは最後の部分で、徳川家臣大久保忠世を人質として小田原まで派遣してもらえらば、北条氏規にとって一代の御恩に感じる、とある。このことから、第二次相遠同盟における取次は、北条氏規であったことがわかる。この4日前には家康から氏規に宛て、進退を見放さないことを約した誓詞が出されており(表10)、氏規の活動を裏づける。具体的には、和睦・同盟交渉が決裂しても、氏規との友好関係は維持する(さらに突き詰めれば、同盟が決裂して氏規の立場が悪化した場合は、家康が保護する)という約束である。

つまり、第一次相遠同盟時の取次北条氏照は、本能寺の変の結果織田氏の勢力が後退したことで徳川氏担当取次から退き、相三同盟時の取次北条氏規が復活することになったのである。北条氏照が徳川氏担当取次を務めていた理由が、織田信長との同盟交渉にあったことがよくわかる。なお、北条氏規は第一次相遠同盟期にも徳川氏と交渉を持っていた(表9)。その相手

は、従来の取次酒井忠次の嫡子家次だから、取次の立場から外れても、徳川氏との交渉ルートはそのまま維持していたものとみられる。

第二次相違同盟の和睦条件には、婚姻関係の取り結びが含まれていたようである。具体的には、徳川家康の娘督姫と北条氏直の婚姻であった。北条氏政は、信長在世時には氏直の妻に信長の娘を望んでいたが⁸¹⁾、本能寺の変によってその構想は瓦解し、織田政権と関係を結ぶ意味は薄れた。そこでより実効性のあるものとして、隣国である徳川家康との関係強化を望んだのである。翌天正11年6月11日、北条氏政は徳川家康に書状を送り、「七月可被入御興儀」を謝した（表15）。実際の興入れは大水のため少し遅れ⁸²⁾、8月15日に小田原に到着している（表19・20）。この時の副状も北条氏規が出したことが氏政書状に記されており、氏規が徳川氏担当取次の立場にあったことを確認できる。こうして姻戚関係の構築により、第二次相違同盟は堅固なものとなった。

では氏規の他に取次として活動していた人間はいないのか。ここで注目したいのは第一次相違同盟時に酒井忠次から披露状を送られた山角定勝である（表7）。徳川氏は、外交書状の宛所、すなわち小取次は側近山角定勝であると認識していたといえる。なおこの書状は先述したように、服属を申し出ている織田信長の意向を伝えたものである。また山角定勝は、天正11年7月28日には徳川氏の使者朝比奈泰勝に対する伝馬手形を奉じている（表18）。

【史料6】北条氏直書状写（表31）⁸³⁾

今度家康（徳川）於京都御仕合能、早々御下向之由、誠目出太慶候、依之以山角紀伊守申達候、悉皆指南任入候、仍為祝儀馬一疋黒并三種一荷進之候、委細令附与口上候、恐々謹言、

十一月五日（天正14年） 氏直（北条）（花押影）

榊原小平太殿（榊原）

続いて史料6では文中に「以山角紀伊守申達候」とある。氏直はこの後続けて徳川方の取次榊原康政に「悉皆指南」を依頼していることから、山角定勝は副状を送ったのではなく、使者として派遣されたと考えられる。家康が上洛して豊臣秀吉に臣従した際のものと思われ、上洛中の様子を尋ねるための派遣である。この直前の11月2～4日、北条氏は京都での不測の事態に備えた出陣待機と情報収集を命じており、状況を注視していたことがわかる⁸⁴⁾。徳川氏への使者としては川尻下野守・鈴木伊賀守等が所見されるが（表参照）、交渉の重要性に鑑みて側近の山角が選ばれたのではないかと推察される。以上からすれば、山角定勝は小取次として交渉に携わった一員とみてよい。

天正14年3月には、北条氏政と徳川家康の対面が行われ、その際取り交わされた贈答についての覚書が伝存する⁸⁵⁾。徳川方の列席者は家康の他に酒井忠次と榊原康政であり、取次・小取

81) 前掲註77。

82) 『家忠日記』天正11年7月20日条。

83) 本文書の年次について『戦北』は天正12年とするが、家康が京都から下向する、との状況と合致しない。本文中で述べた如く、家康が上洛して豊臣政権に臣従した天正14年に比定される。なお家康は11月16日に浜松に帰着している（『家忠日記』）。

84) 『富岡家古文書』（『戦北』3019）、『武州文書』（『戦北』3021）。

85) 『西山本門寺文書』（『戦北』補遺4995）。なお本史料については、前田利久「天正十四年の家康・氏政会面について」（久保田昌希編『松平家忠日記とその社会』、岩田書院、2011年。初出1993年）に詳しい。

次としての活動が確認できる兩名である。北条方においては、取次北条氏規は列席せず、家康から別途兵糧米が贈られている。一方小取次山角定勝は列席こそしているが、その席次は伊勢貞運・埴和氏統に次ぐ第3位に過ぎず、振舞に際しては座敷にあがっていない。家康からの進物についても上位の2名と同じものである。

しかし定勝より上位の伊勢貞運は北条氏の出自伊勢氏の末流、埴和氏統も譜代家臣中で別格の家格を有していた⁸⁶⁾。つまり北条方の席次は基本的に随行者の家格によるものと考えられ、側近に過ぎない山角が家格の高い兩名とほぼ同列に扱われていることになる。これは、山角定勝が小取次であったためであろう。

では山角定勝が対徳川氏交渉で活動した背景には何があるのだろうか。

【史料7】北条氏直書状⁸⁷⁾

山角紀伊守所へ之御状披見、并津隼・富左文見届候、尤以使樽以下被遣、可然候、彼両所へ可被仰届案書、自御陰居可被進由候間、不能具候、恐々謹言、
(天正17年) 七月廿四日 (北条氏) 氏直(花押影)
(北条氏親) 美濃守殿

北条氏規は豊臣政権への取次も担当しており、秀吉家臣の津田信勝・富田知信からの書状を受け取っていた。これは徳川氏が豊臣政権の取次として北条氏服属交渉を担当したため⁸⁸⁾、氏規もスライドして豊臣政権との交渉にあたったのである。氏規はこの書状を当主氏直のもとへ送り、それを受けて氏直が出した指示が本書状である。冒頭に山角定勝への「御状」を披見したとある。これは宛所である氏規の書状を指していることは間違いない。書札礼上、氏規は北条氏当主である氏直に直接書状を送ることはできない。側近である山角定勝に宛てた披露状を送ったものと思われる。こうした当主への言上に際する奏者は固定されていたことが指摘され⁸⁹⁾、定勝は氏規の奏者であったと考えてよいだろう。

山角定勝の起用にはこの点を見逃すわけには行かない。氏規が北条氏政・氏直に書状を送る際には奏者山角定勝を通す必要があったのである。その上、氏規は相模三崎城主の他に伊豆韮山城将・上野館林城将を兼任しており⁹⁰⁾、常に小田原に在府していた存在ではない。したがって、徳川氏との同盟交渉には、北条氏規に加えてその奏者である山角定勝が参加する必要があったのである。おそらく氏政・氏直に送られた外交書状の披露は、山角定勝が担ったのであろう。このような理由から、第二次相違同盟においては、取次北条氏規・小取次山角定勝という態勢がとられたものと考えられる。

さらに北条氏にとって、徳川家康との外交は近隣外交であった。したがって、はやくに小取次を定めて、きめ細かい交渉が行う体勢を調える必要があったのであろう。なお、山角定勝は、

86) 黒田基樹氏は埴和氏の特異な政治的地位について、元々駿河国駿東郡を拠点とする駿河国衆であったのではないかと、いう可能性を指摘している(「駿河葛山氏と北条氏」、前掲註4書所収)。

87) 「大竹文書」(「戦北」3476)。

88) 山本博文「豊臣政権の「取次」の特質」(同著『幕藩制の成立と近世の国制』、校倉書房、1990年、初出1984年)。

89) 前掲註10黒田論文。

90) 前掲註66黒田論文、同「北条氏規の文書の考察」(前掲註4書所収、初出1991年)、同「戦国大名北条氏の館林領支配」(同著『戦国期東国大名と国衆』、岩田書院、2001年、初出1995年)。

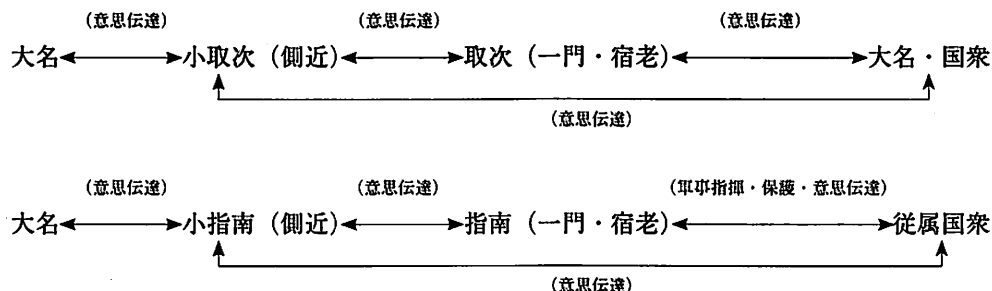
北条氏直と督姫との婚姻に際し、媒酌人を務めたという⁹¹⁾。これも、小取次としての役割の一環であり、氏政・氏直父子が望んだ外交態勢であった。

・以上の事例も、一門・宿老と側近の組み合わせで外交交渉が行われたことを示すものである。同時に、従来指摘されている大名領国内の意思伝達ルートをもそのまま大名間外交に転用した事例⁹²⁾として位置づけることができる。

おわりに

本稿では、北条氏的外交取次のあり方について検討し、武田氏同様、一門・宿老と側近の組み合わせで外交交渉が担われていたことを明らかにした。その際、北条氏の場合は武田氏と異なり、一門・宿老層に比重が見出せるが、これは①一門が武田氏と異なり、北条氏の家政機関に組み込まれていたこと、②遠国の大名・国衆との交渉では「国分」といった複雑な交渉があまり必要とはいえ、側近の活躍する余地が小さかったことを指摘した。その際、側近層の外取次について、新たに「小取次」と位置づけて考察を行った。

武田氏・北条氏において、共通した外交態勢を読み取ることができるのは、両大名の外取次の組み合わせが「指南」「小指南」という戦国大名と従属国衆の間におかれた取次と密接に結びついているためである。もう少し具体的にいえば、外交相手が従属すれば、取次は指南に、小取次は小指南にスライドするのである⁹³⁾。図にすると、次のようなものとなる。



旧稿で述べたように、この形は、豊臣政権における意思伝達・大名統制のあり方にも受け継がれていく⁹⁴⁾。豊臣政権の取次は、戦国大名の外取次を大名統制に転用したものであると考えられがちだが、実際には、戦国大名と従属国衆を結ぶ指南と同様の存在であると評価される。この誤解は豊臣政権取次論が、戦国大名の指南・小指南論より先行して論じられた結果であり、やむをえない。しかしその後もなかなか訂正されなかったのは、外交面での取次・小取次の構成が、指南・小指南のそれと類似したため、修正する必要が生まれなかったと整理することもできるだろう。

さて、本稿でみてきたような外交書状は、どこに「集積」されたのであろうか。具体的には、取次が受け取った書状は、その取次の家に保管されるのか、それとも大名に進上されるのか、

91) 『寛政重修諸家譜』。

92) 前掲註4 黒田論文他。

93) 前掲註52 黒田論文参照。

94) 拙稿「戦国大名武田氏権力の特徴と構造」(前掲註1 書所収)。

という問題である。

北条・徳川外交の場合、北条氏は小田原合戦で滅亡してしまった上、交渉の中心が一門であり、書状の行方はわかりにくい。ただし、北条氏規宛の文書は、神奈川県立歴史博物館所蔵の「北条家文書」(狭山北条家文書)に一部が伝わっていることを確認できる(表10・50)。同文書群は、北条氏直が秀吉から1万石を与えられて豊臣大名として再興した後、北条氏規の子息氏盛が跡を継いだ狭山北条家に伝来したものであり、氏規の家伝文書群といってもよいであろう⁹⁵⁾。

一方、徳川方が受け取った書状については、少しながら様子を探ることができる。まず酒井忠次が受け取った書状をみると、表3が「致道博物館所蔵酒井家文書」、表29・32が「田島家文書」、嫡男家次が受け取った書状(表9)は「酒井家旧記」として伝わっている。このうち「田島家文書」は深溝松平氏の菩提寺本光寺に伝わった文書群で、田島氏の家伝文書だが、酒井忠次宛の文書が含まれており、広い意味での「酒井家文書」に含めてよいだろう。

次に榊原康政宛の文書を見ると、表5・6・51が「榊原家文書」として伝わっている。また表10は、徳川家康が北条氏政に送った覚書で、氏政の返答を徳川家臣井伊直政が書き込んで持ち帰ったものである。この文書は先述したように、井伊直政の家老である木俣家に伝わっており、この点も注目される。

したがって、基本的に取次・小取次が受け取った書状は、その家において保管され、伝来されてきたと考えてよさそうである。取次とは本来「私的」な関係に、「公的」な役割を担ったものである。戦国大名権力は、家臣団組織がまだ未整備な段階にある。個々の家臣が様々な役割を担っていたのであり、対外的な取次もそのひとつであった。

そのような前提を踏まえた際、取次が受け取った書状を自家で「集積」したことは、ふたつの点を示す。第1に、取次と外交相手のやりとりは「私的な契約」であって、相手大名との友好関係維持に責任を負うことが、取次の役割であったことを指摘できる⁹⁶⁾。旧稿で指摘したように、取次に課せられた役割のひとつは、大名の発言が家中の総意であることを示すことにある⁹⁷⁾。同時に、相手大名の意向を適切な形で大名に伝え、交渉を円滑化させることでもあった。

第2に、取次が自身の「家」総体として交渉にあたることで、大名間外交を支えていたことである。表10が井伊家臣木俣氏の家伝に伝来したことは、井伊家全体でこの時の外交交渉(これは使節としてのものだが)にあたったことを示すものでもあるだろう。

しかしながら、北条・徳川外交においては、「外交文書の集積」という側面を検討する史料が十分とはいえない。別の事例を素材に検討を加えることを、今後の課題としたい。

※本稿は、2002年に慶應義塾大学大学院に提出した修士論文の一部を全面改稿したものであり、2013年に豊臣秀吉文書研究会で行った口頭報告の一部である。

95) このような形成過程を経たために、本文書群は北条宗家の家伝文書の一部(ごくわずかであるが)と、北条氏規家の家伝文書群(やはりごく一部)が混在している上、近世に北条家旧臣から発給文書の返還を受けており、文書群構造の把握が困難である。なお、「戦国大名北条氏とその文書—文書が教えてくれるさまざまなこと—」(神奈川県立歴史博物館、2008年)を参照。

96) 拙稿「取次の独断—島津氏の事例から—」(前掲註1 著書所収。初出2007年)において交渉相手の意向を組みすぎて大名の統制を外れてしまった取次の事例を、同「取次給の宛行」(同書所収)において、相手大名が自家に対する取次に知行を与えて取り込みを図り、交渉を有利に進めようとした事例を考察した。

97) 前掲註1 拙稿。

表 北条—徳川同盟授受文書一覧

	年月日	文書名	宛所	取次・使者	出典（刊本）
1	(永禄5) 5・1	北条氏康書状	酒井左衛門尉殿 (忠次)	以玉滝房申届候	里見忠三郎氏所蔵手鑑 (戦北1213)
2	(永禄5) 5・1	北条氏康書状写	水野下野守殿(信元)		小田原編年録附録(戦北700)
3	(永禄12) 5・24	北条氏政書状	酒井左衛門尉殿	猶弟候助五郎可申候 (北条氏規)	致道博物館所蔵酒井家文書 (戦北1229)
4	(天正7) 1・28	北条氏照書状写	樋上浜松御宿所 (徳川家康)		静嘉堂本集古文書(戦北2048)
5	(天正7) 9・14	北条氏政書状	榊原殿(康政)		榊原家文書(戦北2103)
6	(天正7) 9・20	北条氏政書状	榊原殿		榊原家文書(戦北2105)
7	(天正7) 10・11	酒井忠次書状写	山角紀伊守殿(定勝)	委細河尻方可被申候	諸古古文書(戦北4486)
8	(天正8) 8・16	徳川家康書状写	笠原新六郎殿(政晴)		紀州藩家中系譜(戦北4490)
9	(天正10ヵ) 3・13	北条氏規書状写	酒井小五郎殿御報 (家次)		酒井家旧記(小田原補遺第2部28)
10	(天正10) 10・24	徳川家康起請文	ミの、かミ殿参 (北条氏規)		北条家文書(戦北4492)
11	(天正10) 10・28	徳川家康覚書	(北条氏政)		木俣家文書(神8804)
12	(天正11ヵ) 3・17	北条氏直書状	徳川殿	委曲令附与川尻下野守口上候	里見忠三郎氏所蔵手鑑 (戦北2512)
13	(天正11) 3・19	徳川家康書状写	(充所欠、北条氏政／氏直)	委細猶濃州迄申入候 (北条氏規)	諸古古文書(戦北4507)
14	(天正11) 3・23	徳川家康書状	(充所欠、北条氏直)	以松平玄蕃允申候	思文閣出版古書資料目録163(小田原補遺2第2部124)
15	(天正11) 6・11	北条氏政書状写	徳川殿		古案敷写(戦北2547)
16	(天正11) 7・5	徳川家康書状写	北条左京大夫殿		北条家文書(戦北4517)
17	(天正11) 7・27	徳川家康書状写	近藤出羽守殿(綱秀、北条氏照家老)	中河市助(忠保)下候	黄徴古簡集(小田原補遺2第2部125)
18	(天正11) 7・28	北条家伝馬手形	(朝比奈泰勝)	山角紀伊守奉之	早稲田大学図書館所蔵文書(戦北2557)
19	(天正11) 8・17	北条氏政書状写	徳川殿人々御中	以川尻下野守申候	名将之消息録(戦北2564)
20	(天正11) 8・17	北条氏規副状写	徳川殿人々御中	委細朝比奈弥太郎借口上候(泰勝)	藩中古文書(戦北2566)
21	(天正11ヵ) 11・7	北条氏直書状	徳川殿	委曲相雇仁科太郎兵衛口上候	塩沢文書(戦北2587)
22	(天正11) 11・15	徳川家康書状写	北条左京大夫殿		持田文書(戦北4532)
23	(年未詳) 1・5	北条氏規書状	本作左殿(本多重次)	委細鈴木伊賀守口上二申合候	森田周作氏所蔵文書(戦北4775)
24	(年未詳) 9・23	北条氏規書状	(充所欠、徳川氏家臣ヵ)	委細者朝弥可被申候	北条家文書(戦北4024)
25	(天正12) 3・9	徳川家康書状	北条殿		水府明德会所蔵文書(小田原補遺2第2部126)
26	(天正12) 4・6	北条氏規書状	朝弥太参(朝比奈泰勝)		不破文書(戦北2664)

27	(天正12) 4・23	北条氏政書状写	徳川殿	以川尻、氏直申達候	古証文(戦北2667)
28	(天正12) 4・23	北条氏直書状写	徳川殿		諸州古文書(戦北2668)
29	(天正12) 7・26	北条氏規書状	酒左御陣所(酒井忠次)		本光寺所蔵田島家文書(戦北2691)
30	(天正12カ) 10・9	北条氏照書状写	徳川殿御報		別本土林証文(戦北2720)
31	(天正12) 11・5	北条氏直書状写	榊原小平太殿	以山角紀伊守申達候	寸金雑録(戦北2729)
32	(天正12) 11・17	北条氏政書状	酒井左衛門尉殿	対美濃守給候書状披見	本光寺所蔵田島家文書(戦北2737)
33	(天正12カ) 12・15	北条氏政書状	徳川殿		岡本貞休氏所蔵文書(戦北2753)
34	(天正13) 11・15	徳川家康書状写	北条殿	委曲(仁科)太郎兵衛口上二申合候	武江創業録抄写(戦北4527)
35	(天正13) 11・28	徳川家康書状	北条美濃守殿(氏規)	委曲榊原小平太可申入候	野村きく子氏所蔵文書(戦北4528)
36	(天正13) 12・27	北条氏直書状	徳川殿		岡本貞休氏所蔵文書(戦北2904)
37	(天正14カ) 2・1	北条氏直書状写	徳川殿	猶同名美濃守可申候	古案(小田原補遺第1部108)
38	(天正14カ) 3・14	徳川家康書状写	小田原	委細朝比奈弥太郎可申入候	能勢文書(戦北4529)
39	(天正14カ) 4・24	北条氏政書状写	澁州参		秋田藩家蔵文書(戦北2951)
40	(天正14カ) 4・25	北条氏政書状写	美濃守殿		五味源太郎氏所蔵文書(戦北2952)
41	(天正14カ) 8・26	徳川家康書状	北条殿		所蔵未詳(戦北4796)
42	(天正14カ) 9・25	北条氏直書状	徳川殿		伊藤長太郎氏所蔵文書(戦北3964)
43	(天正14カ) 11・24	北条氏直書状写	美濃守殿		諸州古文書(戦北3031)
44	(天正14カ) 一・一	徳川家康書状写	北条美濃守殿		古文書(戦北4533)
45	(天正15) 5・21	徳川家康起請文	北条左京大夫殿、北条相模守殿		鰐淵寺文書(戦北4534)
46	(天正17) 11・晦	北条氏規書状写	酒井殿		武州文書(戦北3548)
47	(天正17) 12・9	北条氏政書状写	徳河殿		古証文(戦北3569)
48	(天正17) 12・9	北条氏直書状写	徳川殿		古証文(戦北3570)
49	(天正17) 12・9	北条氏規副状写	駿府貴報人々御中		古証文(戦北3571)
50	(天正18) 6・7	徳川家康書状	北条美濃守殿	猶朝比奈弥太郎口相合候	北条家文書(戦北4542)
51	(年未詳) 2・17	小笠原康広書状	榊原小平太殿		榊原家文書(戦北4095)
52	(年未詳) 3・13	北条氏照書状写	徳川殿人々御中		志手文書(戦北4773)

※23・24の配置は花押型の終見による。

※刊本略称は次の通り。

戦北…『戦国遺文後北条氏編』

小田原補遺…黒田基樹「小田原北条氏文書補遺」(『小田原市郷土文化館研究報告』42号)

小田原補遺2…黒田基樹「小田原北条氏文書補遺(二)」(『小田原市郷土文化館研究報告』50号)

神…『神奈川県史』資料編3下